

理科で遊ぼう会 会則

(名称)

第1条 本会は、「理科で遊ぼう会」(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を相模原市緑区中沢964に置く。

(目的)

第3条 本会は、社会人の知識と経験を活かし、子どもたちが理科の世界で考え、ものを作る喜び、発見する喜びを体験する場を作り、子どもたちの創造性を養い、ひいては科学技術に関心を寄せる子どもたちの育成を支援することを目的とする。

(活動の分野)

第4条 本会の活動分野は以下のものとする。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 本会は第3条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 地域の小学校を主な対象に、学校と協働して学校だけでは解決できない理科の補完授業をおこなう。
- (2) 地域の公民館や子どもセンターなど主に公的施設を利用して理科実験や工作の会や講座を提供する。
- (3) 社会人ならではの見方から理科教材を開発し、普及させる。

(会員)

第6条 会員の種類は以下の通りとする。本会の趣旨に賛同するものが本会に入会しようとする場合は、別に定める入会申込書で代表に申し込む。代表は会の趣旨に賛同し、活動に参加協力できることを確認して入会を認める。

- (1) 正会員：正会員は総会の議決権を有する。
- (2) 賛助会員：総会議決権はないが正会員に準じて会の運営についての情報を得ることができる。
- (3) 協力会員：協力会員は会の運営に関する情報を受けて会の活動に自由に参加協力することができる。

2 会員が退会するときは代表に申し出る。

(会費)

第7条 会費の区分と金額は次の通りとする。

- (1) 入会金：正会員に適用する。0円
- (2) 年会費：正会員は年会費を納入しなければならない。2,000円
- (3) 賛助会費：賛助会員になろうとするときは賛助会費を納入しなければならない。賛助会費は一口単位で支払い、その会計年度において有効なものとする。一口1,000円
- (4) 入会金、年会費、賛助会費は総会でこれを定める。
- (5) 会費は、途中退会時には返却しないものとする。
- (6) 当年度の会費を通年で滞納した正会員は定時総会をもって退会したものとみなす。

(役員とその役割)

第8条 本会に次の役員を置く。役員は総会で選出する。

- (1) 役員5名以上7名以下
- (2) 監査1名以上2名以下

2 役員のうち1名を代表、1名を副代表とする。副代表は常時代表を補佐し、必要に応じてそれを代行する。

3 代表、副代表は役員の間で互選とする。

4 役員は任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

5 役員に欠員(5名を欠けるときの、および監査が1名を欠けるときの)が生じたときは、速やかに臨時総会を開いて補充役員を

選任しなければならない。

- 6 監査は会計監査のほか会則に則って業務上の監査を行う。監査は前記業務監査に支障をきたす可能性のある責任業務を兼務してはならない。
- 7 本会は役員のほか必要に応じて外部ブレーンとして顧問を置くことができる。顧問に対する謝礼や権限は役員会において個別に決定する。
- 8 役員会は運営委員会を設置し、日常的な本会の運営を執行する権限を与えることができる。運営委員は正会員から役員会議で選任する。運営委員会は運用規程を定め、運営委員の役割について詳細を規定する。

(事務局)

第9条 この会に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は代表が任免する。
- 3 事務局運営にかかわる事項は運営委員会が運用規程で別に定める。

(総会)

第10条 本会の定時総会は、会計年度の末日から2カ月以内に開催しなければならない。

- 2 総会は、会員数の1/2以上の出席（委任状を含む）で成立し、議事は、出席会員の過半数をもって決する。
- 3 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 役員を選任又は解任
 - (2) 活動計画及び活動報告及び収支決算
 - (3) 会則の変更
 - (4) 別に定める会費
 - (5) その他運営に関する重要事項
- 4 臨時総会は、監査または役員会の議決で代表が招集する。
- 5 総会の議長は代表または代表が指名する会員が行う。

(役員会議)

第11条 役員会議は代表が招集し、2/3の役員の出席をもって成立する。役員会議は前各項に定めることのほか次の事項を出席役員の過半数の賛成で議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会計)

第12条 本会の会計年度は、毎年 4月1日 に始まり翌年 3月31日 に終わる。

- 2 本会の資産は代表が管理し、その方法は運用規程で別に定める。

(残余財産の帰属)

第13条 本会が解散した時に残余する財産は総会において選定した、法に準拠した団体等に帰属させるものとする。

附 則

- 1 この会則は、平成21年4月25日から施行する。
 - (2) この会則は、平成22年総会議決をもって改定施行する。
 - (3) この会則は、平成29年総会議決をもって改定施行する。
 - (4) この会則は、令和5年総会議決をもって同年4月1日より改定施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表	田中 皓
副代表	金子 輝二
運営委員	甲斐田博高、葛谷 鍾太朗、鈴木輝雄、 南信之
監査	飯田あゆみ
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第8条第3項の規定にかかわらず、成立の日から最初に開かれる総会までとする。

- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第13条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第13条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
年会費 2,000円